

教育委員会会議 定例会

令和6年5月15日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 5 号 少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱・任命について

第 6 号 「統合型校務支援システム整備事業」に係るプロポーザル方式事業者
選定審査委員会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

(1) 「令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会」の設立について

3 その他報告

な し

議案第 5 号

少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱・任命について

提案理由

公立小中学校における少人数教育の推進を検討するため、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第3項の規定により附属機関を設置し、同条第4項により、このことを告示するとともに、附属機関の委員の委嘱及び任命を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	少人数教育推進検討委員会の設置並びに委員の委嘱・任命について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年6月に山梨県教育大綱において、1クラス25人を基本とする少人数学級編制を小・中学校において計画的・段階的に導入について検討することを明示。 ○ 令和元年7月、令和2年9月、令和4年5月に少人数教育推進検討委員会を設置し、それぞれ5回の委員会を開催。 ○ 令和3年度に1年生に25人学級を導入し、令和6年度には4年生まで拡大。 ○ 小学校5・6年生については、「少人数学級導入による効果を見ながら、小学校高学年の発達の特徴や、中学校との円滑な接続の観点などを考慮しつつ、引き続き検討する」（令和4年12月少人数教育検討委員会報告書） ○ 令和5年は、3年生以降の少人数教育推進に向け、人材、施設不足対応経費のシミュレーション、検討委員会の計画について、庁内で検討。
内容	<p>1 少人数教育推進検討委員会設置について 山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第3項の規定により、附属機関を設置する。 【別紙1 少人数教育推進検討委員会設置要綱（案）】</p> <p>2 委員会について</p> <p>(1) 設置目的 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かな質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会を設置する。</p> <p>(2) 所管事項 委員会では、次に掲げる事項について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 25人学級導入の効果等の検証について ② 小5以降の少人数教育について ③ その他必要な事項 <p>(3) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委員数 17名 【別紙2 委員名簿（案）】 ② 回数 4回（予定） <p>(4) 第1回少人数教育推進検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日時 令和6年5月31日（金） ② 会場 山梨県総合教育センター 第3研修室

別紙 1

少人数教育推進検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かな質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- （1）現行の少人数学級編制における成果と課題
- （2）少人数学級編制の推進方策
- （3）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員17名以内をもって構成する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から設置の日の属する年度の年度末までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、山梨県教育庁義務教育課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

議案第 6 号

「統合型校務支援システム整備事業」に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について

[別途資料配付]

報告事項 1

「令和9年度全国高等学校総合体育大会山梨県準備委員会」の設立について

[別途資料配付]